

議案第14号

令和8年度浦安市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度浦安市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	173,981人
(2) 年間有収水量	24,389,300 m ³
(3) 主要な建設改良事業	
下水道ストックマネジメント推進事業	108,571千円
舞浜ポンプ場整備事業	65,132千円
高洲ポンプ場改修事業	20,570千円
堀江街区防災避難路整備事業	27,819千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,269,000千円
第1項 営業収益		2,969,380千円
第2項 営業外収益		1,146,610千円
第3項 特別利益		153,010千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		4,269,000千円
第1項 営業費用		4,124,105千円
第2項 営業外費用		131,795千円
第3項 特別損失		100千円
第4項 予備費		13,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額628,000千円は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,827千円、過年度分の損益勘定留保資金304,455千円及び当年度分の損益勘定留保資金241,718千円で補填するものとする。）。

収		入
第1款	資本的収入	931,000 千円
第1項	企業債	780,000 千円
第2項	他会計出資金	121,060 千円
第5項	国庫補助金	29,940 千円
支		出
第1款	資本的支出	1,559,000 千円
第1項	建設改良費	931,252 千円
第3項	企業債償還金	627,248 千円
第6項	予備費	500 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	舞浜ボ ンブ場 整備事 業	217,107 千円	令和8年度	65,132 千円
				令和9年度	151,975 千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
公営企業会計支援及び消費税確定申告業務委託	令和8年度～令和11年度	4,620 千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
流域下水道事業債	617,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年 4.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
管路改良事業債	115,900千円			
ポンプ場建設改良事業債	47,100千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 98,973千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額

は、10,200千円である。

令和8年2月12日提出

浦安市長 内田 悅嗣